

木造住宅の安全性・信頼性向上のための供給体制整備を行う 補助事業者の募集についての公示

平成22年5月25日

国土交通省住宅局長 川本 正一郎

本事業は、木造住宅の安全性・信頼性向上のため、木造住宅の耐震改修の促進のための調査、普及や木造軸組構法住宅の適切な構造計画等の普及の取組みを行う者に対し、国が必要な費用を補助するものです。

この度、補助事業者の募集を開始しますので、お知らせします。

1 公募期間

平成22年5月25日(火)10:00から平成22年6月14日(月)18:00まで(必着)

2 公募対象事業者の要件

次の(1)～(4)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- ・業として、住宅を設計し若しくは販売し、住宅の販売を代理し若しくは媒介し、又は住宅の建設工事を請け負う者に支配されていないこと。

(2) 技術能力に関する要件

- ・木造住宅の耐震改修、木造住宅の構造計画等に係る専門的な技術能力を備えていることなど、事業を的確に遂行する能力を有すること。

(3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- ・経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

- ・知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。

3 公募対象事業

木造住宅の安全性・信頼性向上のための供給体制整備を行う補助事業

4 公募要領の交付期間及び場所

(1) 交付期間

平成22年5月25日(火)10:00から平成22年6月11日(金)18:00まで

(2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室

5 応募書類の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

平成 22 年 6 月 14 日(月)18:00 まで(必着)

(2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室

(3) 方法

持参又は郵送

※郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。(提出期限必着)

(4) 担当部局

国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室 井堀

電話 03-5253-8111(代) ファクシミリ 03-5253-1629

※応募に関する質問は、公募要領に記載した方法(電話又はFAX)にて受け付けます。(来訪等による問い合わせには対応しません。)

6 審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、補助事業の目的に合致した提案書等を提出した者を採択する。

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(4)に同じ。

(3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

(6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

(7) 詳細は公募要領等による。